

たことはいうまでもない。このような中央における仏教文化の興隆は、地方に波及せずにはおかなかった。大化二年（六四六）の薄葬令により、古墳の築造は漸次行われなくなったと推定され、古墳に代って寺院の造営が見られるようになる。「肥前国風土記」の佐嘉郡の条に「寺一所」とあるが、それに当たるのが大願寺廃寺跡とされ、その造営者はかつての佐嘉郡主の後裔で、当時の佐嘉郡の郡司ではなかったかと考えられる。

仏教は一面において、厚葬から薄葬に変えたといえよう。すなわち、仏教と共に伝えられた火葬が、一部支配者層に採用されるようになるのである。火葬骨を入れた蔵骨器は小隈山の北方で二個発見されているが、この蔵骨器を納める墳墓は、これまでのような大きな古墳を必要としない。佐賀県では八世紀に築造された古墳もあるが、大和町では七世紀後半に古墳時代の終末を迎え、それまでの古墳築造に傾けた財力を、寺院の造営にまわしたのではなからうかとも考えられるし、又そうしなければ、天平年間初めのころ、方二町の寺域を持ったと推定される大願寺（廃寺跡）の建立は困難ではなかったろうか。

この時代の人々が自然の靈威や死に対して抱いていた観念は、依然として呪術的なものであったが、その方式や儀礼は次第に整えられた。「記紀」に記されている太古の法（獣骨を火に焼いて占う）、みそぎ（水の清浄な力によってけがれを除く）、はらい（種々の儀礼によって悪霊を退ける）などの習俗を始め、豊作を祈る春の祈年祭、収穫に感謝し次の豊作を祈る秋の新嘗祭などの農耕儀礼も発達し、神のための社を造ることもこのころから一般的となった。

## 二 飛鳥時代

### 概 説

飛鳥時代は六世紀の終わりから八世紀の初めごろまでのおよそ百年間をさしている。この時代は内憂外患の時期で、国内では北九州に筑紫国造盤井の反乱が起こり、中央では中臣氏、忌部氏、大伴氏、蘇我氏らの豪族が政治や軍事を分掌していたが、その勢いはしばしば天皇の勢いをしのぐほどで、大和朝廷の支配力はなお十分ではなかった。

六世紀にはいると聖徳太子が出て、十七條憲法、冠位十二階及び遣隋使の派遣などの新政が行われた結果内外ともよく治った。しかし太子の死後蘇我一族の専横甚だしく国政は大いに乱れた。これを憤った中大兄皇子（後の天智天皇）は中臣鎌足らと計って蘇我氏を倒し、ついで大化二年（六四六）政治の大改革を行った。いわゆる大化の改新である。更に中大兄皇子は天智二年（六六三）に任那回復と盟邦百済救援のため大軍を派遣したが、優勢な唐、新羅連合軍のためわが方は大敗をした。これを白村江の戦と呼んでいる。しかも戦後はその襲来に備えて防備を怠ることが出来ず、関西の要地に朝鮮式山城を築かせた。わが肥前の最東部基山にある基肆城址もこの時構築されたものである。

五、六世紀ごろ朝鮮や中国からそれまで見られなかった新しい学問や技術が盛んに伝えられた。主と

して帰化人によるもので、これらの文化は初めは日本の支配層の中に浸透していたが、五世紀前半にはこ  
ういう帰化人によって漢字や儒学の手ほどきを受ける豪族層が増えてきた。六、七世紀の帰化人は朝鮮  
の王族や文化人が多く、五経、医学、薬学、暦学、天文、地理などの学者や、中には僧侶たちと共に寺  
工、仏工、画工、瓦工などの技術者がやってきている。とりわけ大陸文化の中で仏教は重要視され、欽  
明天皇の時(五三八)百済の聖明王から釈迦金銅仏、經典などを献上されている。このころは仏も一種  
の神であった。祈ればわざわいを除き、願えば福を与えるあらたかな外国の神として考えられていたの  
である。ともかくこの時代は日本の大きな成長発展の時期といえよう。昭和四十七年三月、奈良県高市  
郡明日香村の高松塚古墳から極彩色の壁画が発見され、その技術的な高さとも豪華さに専門家はもちろん  
国民挙げて驚嘆したが、描かれた人物は果たしてこの時代の貴人か、それとも朝鮮からの渡来人か、そ  
れはやがて解明されようが、いずれにしても朝鮮との交流に深い関係のあることを実証したもので、千  
二、三百年間眠り続けてきたこの発見はわが国の古代文化を更に豊かにしたといえよう。

### 1 大化の改新と郷土

大化の改新の最も根本となった改革は、これまで地方の豪族である県主や国造が持っていた私有の  
土地や人民をすべて公地・公民として国家が直接これを支配するようになったことで、国造に代り中央よ  
り任命された国司によって治められるようになった。そのやり方は班田収授法といって、六才以上の  
公民の男子には二反(二〇アール)、女子にはその三分の二、奴婢には公民の三分の一の田を与え、租税

も公平に取ることにした。その田を口分田といった。班田を行うに当たっては人民の数を調べるための  
戸籍が作られ、その配分には田の区画が整理されていないと都合が悪いので耕地の大整理が行われた。  
これが条里制である。

### (条里制)

A 図 条 理 制

一条	6町	1里	6町
二条	6町		6町
三条	6町		6町
四条	6町		6町
五条	6町		6町
六条	6町		6町

B 図 坪 割 (佐賀平野)

1町(60間)	1坪	2	3	4	5	6
1町	1坪	11	10	9	8	7
1町	1坪	20	19	18	17	16
1町	1坪	29	28	27	26	25
1町	1坪	38	37	36	35	34
1町	1坪	47	46	45	44	43
1町	1坪	56	55	54	53	52
1町	1坪	65	64	63	62	61

条里制とはおおむね郡ごとに土地  
を六町(六四八メートル)間隔に  
縦横に区切り、六町間隔の列を条、  
六町四方の一区画を里とよび、一  
里は更にB図のように一町間隔で  
縦横に区切って合計三十六の坪と  
し、何国何郡何条何坪とよぶこと

(杵島郡白石方面では坪を角といった)によって地点の指示を明確にし、かつ耕地の形を整え、その面  
積を一定にしようとする壮大な地割法であった。里はのちに固有名詞がつくようになり例えば駅ヶ里(神  
埼町)とか萩原ヶ里(大和町)というようになった。地点の指示は例えば、十一条牧田里十一坪内五段  
のように十一坪(一町)の中の五段ということである。一町≒六〇間(一〇八メートル)四方の坪が基  
礎となりその周辺に水路及び畦畔をつけた。この一町四方というのは60間×60間≒3600坪、つま

り一町二反(二二〇アール)の広さになる。そのころは三六〇坪を一反(二〇アール)とした。

条割は郡ごとに東から西へ割っている。現在でも小城郡二日月町の四条や五条はその位置する所で、一の坪、坪の上、戸が里等県下にはいくらかも条里制に基づく地名が残っている。

大和町を含む佐賀郡は条里の南北線が真北、真南の方向でなく少し斜めになっているのは、方一町ごとに溝を作るのが立前だから、水がうまく田に入るためには川の流れの方向や地面の高低を考えねばならぬ。そこでこの平野の最大の河川である川上川の流向が基準とされたかと思われる。現在の多布施川の方向が最大傾斜に沿うもので、条里施行当時にはこの流路をとっていたと想像される。こうして一人の田の所在と面積とを明確に記載した田籍てんせきが出来る。口分田くぶんてんは本人が死ねば取上げられた。また宅地や園地は各戸が今まで持っていた面積をそのまま認め、山林原野は他の妨害にならない限り自由に使ってよかった。六才というのが受田資格であるが、これは満六才になればすぐにも口分田がもらえるのかというとそうではない。班田収授は六年に一度しか行われなからである。しかも六年ごとに田を一斉調査してよいよ班田が始まるのは造籍開始から二年後である。一回目の造籍開始直前に生まれた運のよい子でも、数え年でいうと十才から自分の田を耕すことになり、造籍開始直後に生まれたような運の悪い子は数え年十六才を迎えないとだめだということになる。

## 2、郷土の国・郡制

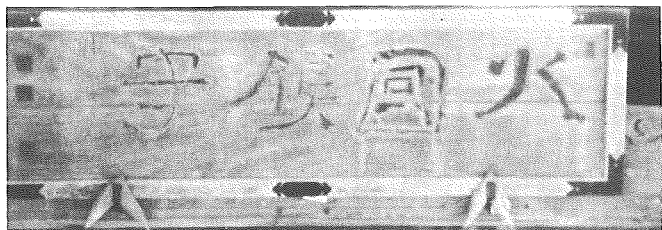
### (1) 火の国と肥前の国

大化の改新によって、大和国は国・郡という新しい行政区域に分けられた。改新以前は肥前・肥後を含めて「火の国」と称していた。河上神社の拝殿に「火国鎮守」の額が掲げられている。佐賀が生んだ明治の元勳副島種臣の書である。

日本書紀によると、昔、景行天皇が熊襲くまそを征伐しながら葦北あしきた(熊本県芦北)より船を出し、はるか海上に火の光が見えた。そこで船頭に火の方向へ船を進めるように命じやがて岸についた。ここで地名を尋ねると「火の国八代郡火邑ひのむら」と答えた。この海は今の八代海(不知火海しらぬい)で、火の国の人達は「不知火」に對する信仰があり、後にこの国を地盤として肥の国最大の豪族として成長していった火君ひのみ(肥君)はこの信仰を奉斎する部族の首長ではないかと言われている。(井上辰雄著「火の国」火君の本拠が肥前国八代付近にあったと推定される)ところから考えて、八代海や有明海との関係も深く、島原半島も火君の勢力下にあったことは疑う余地がない。ということとは肥前国の一部である島原半島は早くから火の国に含まれていたということである。肥前風土記肥前風土記では火の国が後に分かれて肥前国・肥後国ひのみちのしりのくにになったといっている。

これについて、木下之治氏は

肥前国・肥後国は火の国を二分して出来上がったという単純なものではない。



河上神社の額

肥後国すなわち熊本県はもと火の国と阿蘇国に分かれていたようである。肥前国もまた佐賀県と長崎県の全域が火の国ではなく、肥前国と肥後国との間には、筑紫の国の一部が介在しているし、火の国は筑紫国を中にはさんで二分されていたことになる。更に肥前国の全域が火の国であったとすることに疑問がある。

と種々の資料をあげて説明されている。要するに木下氏の説を要約すると、大化改新後に成立した肥前国は筑紫国の一部と二分された火の国とが統合された国とみるのが穏当だということである。

国には国司、郡には郡司を置いた。しかし改新の詔（みことのり）が出たからといってすぐそれが完全に実施されたわけではなかった。改新の方針がほぼ完全な姿で実現されたのは長い年月を要したと見られる。大和町に国府が置かれ、国司が赴任して来たのも奈良時代になってからと考えられる。

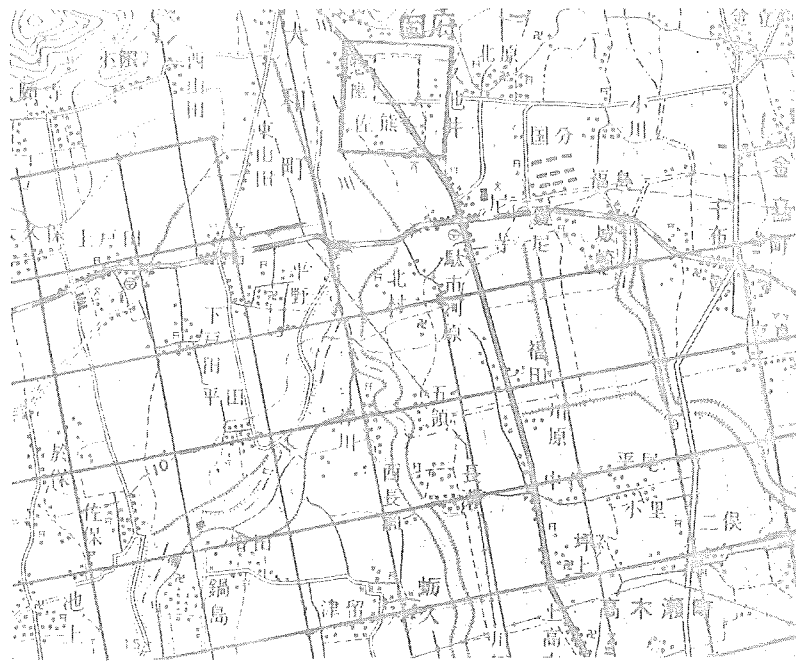
(2) 郡・郷（里）・宿駅

(郡)

一郡は百戸以上千戸以内の戸数を基準に定められ、郡には郡を治める役人郡司が置かれたが、郡司は国司と違ってその地方の事情をよく知った有力な豪族が選ばれて、その役所である郡衙（ぐんが）で政治をとった。

郡司でその名が推定される者に佐賀郡司では「佐賀公児公（さかのきみこさかみ）」がある。

郡名	郷数	里数	現 在
基肆	6	17	基山町、鳥栖市の一部
養父	4	12	鳥栖市の一部
三根	6	17	三養基郡、神埼郡の一部
神埼	9	26	神埼郡
佐嘉	6	19	佐賀市郡
小城	7	20	小城郡、多久市
杵島	4	13	杵島郡、武雄市
藤津	4	9	藤津郡、鹿島市
松浦	11	26	東西松浦郡、唐津市、伊万里市、長崎県の一部
彼杵			長崎県の一部
高木			同 右



肥前国府と佐賀郡（一部）の条里地図

令制（りょうせい）において、郡の下にある里は五十戸を一里とした。この里制は靈龜元年（七一五）に郷里制となり、郷の下に新しい里が設けられ、その後郷のみとなった。里には三つの意義がある。一つは長さ、距離を表わす里で、六町一里とか三十六町一里があるが古くは六町一里である。二つは面積を表わす里で、六町四方の面積、すなわち条里制で三十六町歩、つまり三十六坪を一里とするものである。三つは里（さと）という集落を表わす意味で、五十戸に満たない集落を里とした。

(郷)

佐賀郡では郷六、里一九、

城崎郷きさき 大和町城崎じょうさき 城崎東郷・西郷の別がある。

山田郷 山田東郷、山田西郷があり、東郷は大字東山田と一部嘉瀬川東を含むよう、西郷は西山田、大願寺一带を含む。

巨勢郷 佐賀市巨勢町一带

深溝郷 佐賀市上洲・東洲・西洲一带が深溝南郷で、北郷はそれより北に延び春日に至っていたようである。

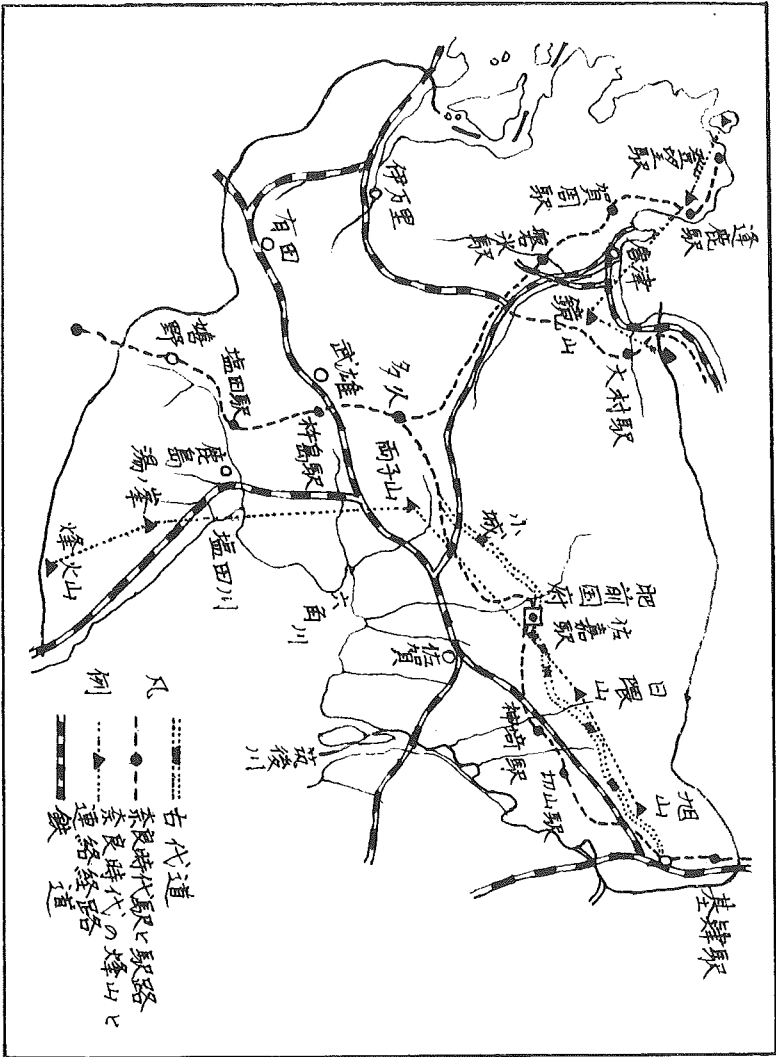
小津郷 佐賀市与賀神社付近に河津があり後が小津郷となっている。東郷・西郷がある。

防所郷 川副一带か？

小城郡七郷中に川上郷がある。山田郷と壘調郷の中間で、旧川上村の一部である。

(宿駅) 国郡の制度がしかれると、国司や郡司が中央や地方を往復することも多く、道路は軍事や産業の上でも重要な役割を持つてくる。郡と太宰府とを結ぶ道路、いわゆる官道をそのころ「府大路」といった。肥前風土記によると「駅うまや志拾捌所」とあって、当時の官道に駅が十八か所置かれていて、駅には駅長がいて、馬の用意や宿泊食事の設備があった。県内では基肆きせい、三根みね、神崎かみかき、佐嘉さか、小城、杵島、藤津の各郡に各一か所、長崎県彼杵郡に二か所、同じく高来郡に四か所、松浦郡に五か所となっている。延喜式では十五か所になっていてその場所は基肆(基山町) 切山(北茂安町) 佐嘉、高来(多久) 盤氷(鬼塚) 大村、賀周(唐津市見借) 逢鹿(唐津市相賀) 登望(呼子町小友) 杵島(武雄市橘町) 塩田、

駅路・烽火推定図(佐賀県史上巻より模写)



新分(？)、船越(諫早市船越)、山田(島原半島山田町)、野鳥(島原)であった。各駅に五頭の駅馬が置かれていたが、基肆駅は今日の鳥栖市に当たる交通の要所だけに駅馬十頭、伝馬五頭が置かれた。

佐嘉宿駅は駄市川原にあったのではないかといわれている。駅の経費は駅に与えられた水田の収穫でまかなわれた。駅は公用の使者のほか、五位以上の上級役人は私用にも利用できたが、一般人は利用出来なかった。公用の使者は中央官庁や地方の最高官が発行する「駅鈴」が与えられた。

駅鈴は銅製八角型の鈴で、官吏が諸国へ赴く時駅馬を徴発する符として給わった。中央との通信を掌握する意味で重要なものであった。

八、九世紀には全国で四百の駅があったが、十世紀以降駅制は急速に衰え駅鈴の意義も失われた。駅制の衰えは地方財政の荒廃も一因であるが、駅の仕事をする駅夫の負担が重すぎ、逃亡者が多かったためといわれている。

### 3 肥前国府

大和国内に新しい行政区画として国や郡が設けられたことは前に述べたが、全国七十数か所に中央政府の代表者として国司が任命配置された。国司は中央政権の末端を握るものとしてその国の民政、軍事、裁判の全権をゆだねられ赴任した官人で、任期は四年であるが短期間のもあり一定していない。国司の下にあった郡司は地方の土豪が任命され終身の官であった。郡司は地位は低かったが国造(或は県主)以来の大豪族で国家権力と一般農民をつなぐ結び目として大きな実権を握っていた。里長はその下

にいて租税の徴集が主な役目であった。万葉集の山上憶良の貧窮問答歌に「税をとりたてる里長の声が、寝ている部屋までひびく」と歌われたように余程厳しかったのであろう。

さて、肥前の国司の中には遣唐使で有名な吉備真備(七五〇—七五四)や春日の甘南備山に住居していた甘南備真人浄野(七八二—)、大江山酒天童子退治で平安時代の快男児とされた源頼光(九一一—九九五)などの名も見え、一般に肥前の国司は他の国司よりも位の高い人が着任しているが、恐らく遣唐使船の寄港地として外交・防衛上重要視されたためであろう。

国司の着任は吉備真備に始まり、天平宝字元年(七五七)、肥前国府が上国に昇格した時、介の官が新任している。仁治元年(一二四〇)を最後に、総数五十四名の名が見える(古跡叢書)。河上社文書に元亨二年(一二三二)在庁官人の文書があるので、国庁は続いて存在していることはたしかだが、国府の政治力も平安朝までで、鎌倉期以降は公家と武家の二元政治のため、その弱まりが、河上社文書を見ても明らかに感じられる。

#### (1) 国府の所在地

肥前国府が大和町のどこにあったのか、はっきりした説に乏しいが、国府の位置については次のような諸説がある。

#### ① 小城説

和名抄、拾芥抄、柳園隨筆、鎮西要略等に小城説をあげている。しかし、佐賀県郷土史家松尾禎作氏

は、小城地方にその遺跡と認むべき所がない。寺浦廢寺等奈良朝時代の古瓦を出す所があるが、他には今の小城町にそれらしい場所も文献も全然ない。と否定されている。

## ② 両国分寺中間説

明治四十三年内務省嘱託古蹟国宝調査委員萩野文学博士は、国分寺が国府の所在地に置かれた事は全国共通している。そして両国分寺は国府の左右に置くのが例である。故に今の築山古墳一帯がその跡であらう。

## ③ 北原南方説

内務省嘱託古蹟調査員増田千信氏は大体萩野氏と同意見であるが、諸国の例では方八町(方八六四メートル)の広域である。両国分寺間は僅か二町(二一六メートル)に過ぎない。国府の北方に「北」のついた地名が多く、ここでも「北原」の地名があるから尼寺以北、北原以南にわたる一帯の畑地が国府の跡である。

## ④ 惣座東南方説

広島大学教授米倉一郎氏は、惣座より南方に向う道路を西極とし、惣座北原(春日?)間の道路を北極とし、久池井、北原間を南流する溝を東極とするほぼ八町の地域であるとしている。

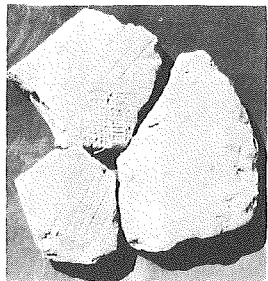
## ⑤ 久池井東方説

佐賀県郷土史家松尾禎作氏は①を除いて久池井の東か西かが問題であるが、区域を方八町として東方

に考えてみた。国府の規模は方八町であったかどうかは疑問であるが、方八町の例が多いという事は事実である。そこで西は久池井西方の道路、東は国分東方の道路、北は北原部落の中央、南は鍵尼北端と大体道路が条里坪に合致するようである。しかし全部が一致するわけではないのでなお今後の研究が必要である。

## ⑥ 萩原国庁説

成富茂安が慶長十六年(一六一二)正月十一日藩主勝茂よりのお墨付には「肥前国佐嘉郡尼寺村四百八拾九石、国府村三百四拾六石、小川分の内七拾四石五斗合わせて九百石地之事云々」とあるのを見ると、国府村は尼寺村とは別であり、大字久池井の一部であった事がわかる。久池井部落の道を西へ、二六三号線をつき抜けた西方一帯の畑地が萩原である。



萩原出土の瓦片

萩原の西方、四本杉の地に布目瓦を集積した塚が現存している。これは萩原を開墾した際出土した瓦礫を集積した場所であって、奈良時代萩原一帯に建築物が存在していた証左である。それが社寺であったか、国庁であったか断言できないが塚の瓦は布目瓦が多い。布目瓦は我が国では飛鳥時代にすでにこれを見、鎌倉時代までは顕著に認められるが、室町時代以降は急に不鮮明になり、江戸時代まで稀薄ながら残っていた。

※ 萩原長者と粟長者の伝説

昔、萩原長者と言われる者がいた。彼は用水不足に悩み、春日谷より長堤を築いて萩原に水を引いたといわれ、現に春日より久池井部落の西方にかけ「高段土井」と称する堤防上に水路を設けた長堤がある。しばしば襲来した川上川の氾濫に備えた構造のようで、恐らく灌漑用水ではなく生活用水が目的である。



井土段高

あったと思われる。とすれば萩原の建物は単なる社寺ではなく、あるいは国庁ではなかったらうか。これらの大工事を完遂するには庶民では到底不可能であろう。

一方、久池井に粟長者がいて、川上川の氾濫ごとに米俵で土俵に当てた。彼が死ぬ時、金椀千束・銀椀千束を「リク」に埋めた。堀りあてた者にくれてやると遺言して死んだという伝説である。和泉・筑後・肥後等にも国府跡に伝説があるが、これらの伝説は当時萩原に権力者がいたことを意味し、長者即国司とみられないこともない。

※ 条里制による

河上社文書に「十一条萩原里」がある。佐賀・神埼郡境より西へ六十六町（七、一五〇メートル）に当たる。現地がそれに

一致するようである。国分尼寺は条里制の一坪（約一・二ヘクタール）に当たり、国分僧寺は四坪（四・八ヘクタール）で、国府も条里制によったとすれば一里（方六町）とも考えられる。他国の国府にも六町四方の例もあるし、萩原里が国府の跡とも推定される。

(2) 国府関係と思われる地名

○ 惣座

国司が肥前国内の主な神社へ巡拝の繁を避けて、諸神を集め祭った所といわれる。

肥前国において古来朝廷尊崇の社とされたものに、河上神社を始めとして加部島の田島神社、松浦郡の志志伎神社、三養基郡の荒穂神社、天山神社、金立神社、島原の温泉神社、平安時代後期に名を知られた武雄神社、鏡神社、千栗八幡神社等が考えられる。

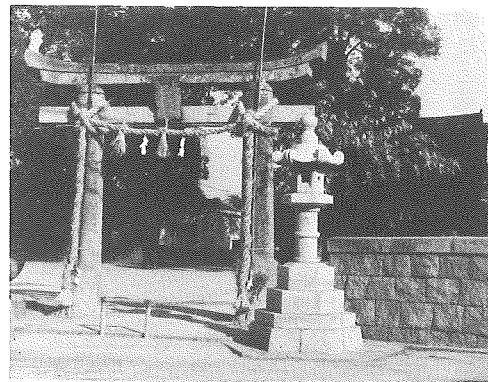
全国七十か国に国府が置かれ、そこに置かれた総（惣）社の名前がはっきりしているのは四十六社で、淡路国の十一所神社、出雲・出羽・下総・相模の六神社は六十一神を集め祭った神社であらう。

いちばん多い神社名は「総社」又は「惣社」で「総社神社」というのもある。さて、大和町の惣社の神社名であるが、応永七年の河上神社祭祀御幸目録に「惣社」の名があり、又河上社遷宮等儀式案に印鑰社と並んで「僧座社」の神社名がある。部落名「惣座」は惣社から来たのか、僧座社の僧が惣に変わったのか、いずれにしても惣社があったことは間違いない。現存する惣座部落の氏神は「地主神社」の石額が掲げられ、現在は大国主命が祭神であるという。

○ 印鑰社

尼寺にある印鑰社は律令時代（七世紀後半—十世紀前半頃）には肥前国府の印と鑰を祭った所であ

る。語音はインヤクと読むが多くは他国でもインニヤクと呼ばれ、この印鑰は国印と国府倉庫のかぎを意味しており、駅鈴などと共に国司が国務を執行するに当たって最も重要なものとされていたのである。この印とかぎを神聖に保つたため印鑰社の御神体としたのは他の国府でも同様であった。後世になってからこの御神体として他の神を祭るようになり、現在印鑰社の御神体は大己貴神おおなむちのニ大國主命である。



尼寺印鑰社

「和名抄」によれば鑰はカトノカギ（門のかぎ）であるから、府庫のかぎというより府門のかぎと解すべきであろう。府門のかぎを掌握することは政治的又は軍事的な国府の権威を意味し、皇位の継承における三種の神器のように古代的権威を継承したものと考えられる。

国司の任期は普通四か年であるが、就任に当たって新旧国司の引継ぎが行われている。「国務条々」によると印鑰引継ぎの儀式は吉日を選び行われていた。先ず前任国司が新任国司の官符（辞令）を確認してから介すけ又は目めの位にある官人かんじんが印とかぎを渡す事になり、新任国司が国司館に入って官人等が着席し

た後、かぎ取り書生がかぎを新国司に進上する事になっている。

「時範記」では惣社で官符を官人に示して印を受取り、次にかぎを受取って、印は印櫃びつに納めて封をしその後、に国庁に入っている。時期的に直接前任者から受領する事が出来なかつた場合であろう。その他引継ぎには引継書類、備品、官舎など挙げられているが、その中には国印、倉印、文印、駅鈴、鉤匙こうし（かぎの形のかぎ）が記されている例もある。他国の例では、国司の赴任を在地の官人達が国境まで出迎に行く「境迎さかむかえ」の行事もある。

官印の使用も十一世紀末から十二世紀始めまでで、以後は捺印を省く書式に変わり、国府の権威衰退のころは印鑰社は単なる祭祀の対象となつている。印鑰社は国府関係以外にも存在している。それは郡家、郡倉、軍団、駅家等の古代施設に結び付けて考える学者もいるようであるが、わが大和町五領の印鑰社は同地が宇佐八幡宮の神領で、御領が五領に転じ、宮米の倉庫と結び付けられているが、あるいは駄市川原付近には佐嘉駅が想定されるし、又、佐嘉郡家（郡司の家）も同地付近と考えられるので、これらとの関係も考えられる。（木下良氏の印鑰社について参照）

駄市川原岩崎木工場の川東一帯の地名が「井釜いがま」である。「井釜」は「居構いがま」で玄関を意味するといわれ、井釜の南を「じょうの内」といい、もと石垣の跡もあつたらしく、「じょう」は城しろに通じるとみて、ここに郡家があつたのではないかと想定される。

官の文書に押す印と貢租の物を入れる倉庫のかぎとは官庁と別な場所に保管するのが通例で、その所

在地を印鑰の敷地とし、租税免除地として扱われていた。尼寺の印鑰社は南北朝末期の永徳二年（一三二二）八月、鑰山城主鑰尼信濃守藤原季高が建立したものであるが、文明二年（一四六九）千葉氏の内乱で国府や国分寺と共に兵火にあい焼失した。

寛政元年（一七八九）三月、破損した社殿を成富左兵大藏種模が村内氏子と共に再建した。

明治元年（一八六八）氏子寄進によって拜殿を修築した。この鳥居に左の文字が刻まれている。

肥之前州佐嘉国府印鑰大明神御宝前□□河上社印鑰崇之於国府年久□□

○ 納所、佐熊

印鑰社前より尼寺西町に通ずる旧道西方一帯を納所と言っている。

納所は国府に納めた米穀その他の貢租を収納する倉庫が建っていた場所と言われている。その北方約五百メートルの地「佐熊」は「散米」が語原で納所に納める米がこぼれ散ったことによるといわれている。又一説には、当時物社に供えた糞米が散布していた所だったから「散米」を「佐熊」に転化したとも言われている。

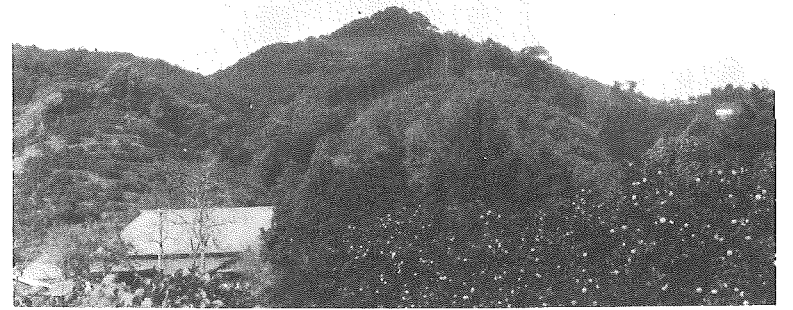
4 神社

(1) 甘南備山（城山）と甘南比神社（春日）

春日高城寺の東より相橋園の中を舗装された農道が急カーブを描いて頂上近くまで登っている。頂上は僅かな平地が雑樹に覆われ、はるかに佐賀平野が展開している。ここが標高二百三十五メートルの甘

肥前国の国司一覧（肥前叢書より）

任命年時		人		任命年時		人		任命年時		人	
七五〇	天平勝宝二	吉備	真備	八四一	承和八	藤原朝臣	正雄	九九五	長徳元	維将	(兼任)
七五四	六	黄文	連水分	八五〇	嘉祥三	南洲朝臣	禰繼	一一四	永久二	藤原	永久
七六二	天平宝字六	大野朝臣	広立	八五五	斉衡二	仲嗣	王	一一六	四	惟宗朝臣	成宗
七六三	七	中臣朝臣	鷹主	八五六	三	滋野朝臣	善根	一一八	元永元	大中臣	清親
七六四	八	宮城監	佐伯宿禰今毛人	八五七	天安元	物部朝臣	広泉	一三〇	大治五	大江	邦道
七六九	神護景雲三	津真	麻呂	八五八	二	藤原朝臣	有蔭	一五四	久寿元	源	頼季
七七一	宝亀二	土師	宿禰位	八六二	貞観四	橘朝臣	忠宗	一六五	長寛三	伴	広濟
七七四	五	多治比真人	公子	八六六	八	上毛野朝臣	澤田	一六七	永安元	大江	朝臣
七七七	九	三島真人	安曇	八六七	仁和三	橘朝臣	興門	一八三	仁安二	藤原	為真
七八〇	一一	紀朝臣	門守	八八七	橘朝臣	藤原朝臣	藤宗	一九九	正治元	高	階泰時
七八二	延暦元	紀朝臣	真木	八八八	四	橘清樹	藏人頭	二〇一	建仁元	藤原	範茂
七八八	七	石川朝臣	多禰	九〇五	延喜五	小野	保衡	二〇七	承元元	藤原	定高
七九一	一〇	巨勢朝臣	人公	九〇九	九	伴保	平	二二八	建保六	藤原	為経
八〇六	大同元	大野朝臣	犬養	九一一	一一	藤原	高堪	二二九	寛喜元	藤原	家廣
八一	弘仁二	柿本朝臣	弟兄	九四一	天慶四	藤原	慶幸	二四〇	仁治元	紀	行清
八四〇	承和七	藤原朝臣	板野麻呂	九九一	正暦二	源	頼光				



甘南備山（春日山又は城山）

南備山で普通、城山と呼ばれている。今では東南面は頂上付近までほとんど開墾されて柑橘園となつて昔の面影は見られない。この峯は昔、国造が領内の五穀豊穰、国土安全を天神地祇に祈つた所で、当時肥前国内唯一の霊場であつた。甘南備山の名は久米邦武博士によれば、この峯に国司甘南備真人浄野や子の高直のいた所であるが、それよりも古代神事にちなんだことから名付けられたものという。

甘南備は神南備（南備は森の意）とも書かれ「神の在す森」の意で、神籬をたてその内部を神座として祀つたもので、峯は西南より北東にのび、昔は三段階をなし、上段は約十坪（三三平方メートル）、中段は約三十坪（一〇〇平方メートル）、下段は百五十坪（五〇〇平方メートル）くらいの平地で、共に樹木が繁茂し、同峯の中腹には自然石をめぐらしていた。これが古代の石垣ではなかつたかと推定される。上段樹林の中央に

小さな石祠、富士社がまつられ、毎年秋には祭礼をとり行い、各豪族がごとごとく集まり、お初穂を供え、新穀の食い初めをしていた。そして国造はその麓に住居を構えていたらしく、春日西方に長者屋敷の地名があるのはその住居跡ではないだろうか（久米邦武氏考証）。秋の例祭が今は一月十五日の春祭に変わっている。

高木氏の始祖中納言文時が一條天皇の御代（九八七—一〇一）一）甘南備城に居住し、その末裔高木宗家が文治二年（一一八六）再びこの城主として城砦を築き肥前国を風靡していた。その後裔家直のとき、菊池武安に攻められ、甘南備城は陥落した。（高木氏の項に詳述）別名城山というのは城がここに築かれていたことによるので、その城址は判然としないが伝承によると山頂に池の跡があつて、昔城兵の用水場だったという。この山の南麓に甘南比社がある。祭神は天児屋根命である。創建の年月ははっきりしない。貞観十二年（八七〇）のころ、博多沖に新羅の賊船が出没した時、特に勅使を遣わして幣白告文を捧げ「授肥前国正六位甘南比神社從五位下」の記録があり、当時いかに国家崇敬の念が厚かつたかがわかる。その告文は



甘南備神社（八幡社）

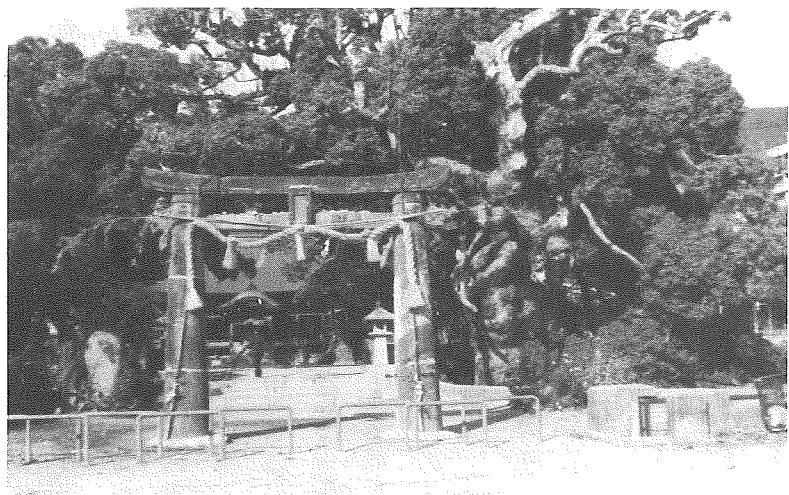
(原文万葉仮名の文)

天皇が詔旨と甘南備神の広前に申し給へと申さく、去歳の六月より太幸府度々申すらく、新羅の賊船二艘筑前の国の那珂郡の荒津に來りて豊前の国の貢船の絹錦を掠め奮ひて退けたり。又庁の棧の兵庫等の上に大島の恠有るに依りてトひ求むるに隣国の兵革の事あるべしとトへ言上たり。件の事も思ほしあつかひ憂へ歎きおはします間に又言上すらく、新羅の賊冠兵を調へ船を装りて我朝の地を掠め侵しにこむとすと皇神の託宣せり。又位に叙られむと願ふと言上たり。此に依りて從五位下の御位記に礼代幣帛を副捧げしめて奉出給ふ。今も国家をねもごころに助守りまして此の如きの災難とあるべきことをばしからざるに警しめ悟しおし鎮めまして弥高弥広に栄飾崇奉らむと申給ふと宣り給ふ。天皇が詔旨を申す。

となつており、甘南備峯を春日山というのは、当山は春日大明神垂跡の靈地で、「依つて山号を春日山と称す」と春日山高城寺記にある。

甘南比神社は王朝時代まで佐嘉第一の宮であつたが、時勢の推移と共に河上神社が盛んになり甘南比社は衰えていった。中世以降、度重なる戦乱の災厄にあつて消滅し、その跡すら認められなくなったが、維新後村内有志再興を計り、今泉蟹守翁の助力を得て現地に再興された。明治六年(一八七三)春日村社に列せられ、大正九年(一九二〇)出羽八幡神社に合祀し、土地の人は「八幡さん」と呼んでいる。

(2) 河上神社(一名淀姫神社)



河上神社(淀姫神社)

① 総説

飛鳥時代に創建された神社である。平安後期以来肥前国一ノ宮とされていることは周知のところである。祭神は与止日女神で、「肥前風土記」には石神世田姫としている。「延喜神名式」には佐嘉郡内唯一の小社と記されている。

当時の肥前国内での大社は、東松浦郡加部島の田島神社であつたが、平安後期になると河上神社が肥前国の一ノ宮とあがめられるようになった。米倉二郎氏はこれは、唐津・呼子地方が大陸との交通の要点であつたのが、それが消極化による不利及び国衙(国府の官庁)近傍である河上神社の有利性が両者を交代させてしまふ結果になつたのであろうと説明されている。

河上神社文書の建久四年(一一九三)十月三日付在庁官人署名在判の書状に「当宮は一国無雙の靈神、三韓征伐の尊社なり」と記されており、又実相院の座主三十八

世尊純僧正が、佐嘉藩主鍋島勝茂に差出した「河上田緒差出書」に、次のような五つの事が書いてある。(口訳)( )内は註釈

一、当社の祭神は与止日女大明神である。神功皇后の御妹で、三韓征伐の昔、早珠・満珠の両願を以て異賊を征伐された後、今この地におとどまりになった。

二、当社の創建は、欽明天皇二十五年(五六四)甲申歳である。

三、当社の祭礼を五月と八月の二回にして、流鏑馬の行事祭礼を行う。郡別割当は次の通りである。

五月 佐嘉郡、三養基郡、高来郡(長崎県南北高来郡)

八月 神埼郡、小城郡、松浦郡(東西松浦、長崎県南北松浦)藤津郡、彼杵郡(長崎県東西彼杵)

四、更に当社の境域は、東は春日城の辻、西は水上山の蛭谷、南は平野宮、北は小坂の辻

五、社領

往古(平安朝時代まで) 勅免の地、肥前国並びに他国を含めて一万三千四百七十町二反

中古(鎌倉時代より織豊時代まで) 田畑三百五十町、但し社納五百一十五石 天正年中まで

近世(織豊時代より江戸初期まで) 鍋島勝茂公寄付 慶長十八年(一六一三)

田畑 二十五町四反三畝二十五歩 百七十二石四斗九升七勺

敷地 四町六反二十八歩 内、講堂座主并寺中社家敷地四町六反二十八歩 外、山三十町

ここに於ける境域も社領も実相院を含めたものである。このころは神仏混交の時代で、宮司と共に社僧

も又神を祭る風習が当たり前であった。そのため、大きな神社は付属の寺を設けて僧侶を住まわせていた。河上神社は平安後期以来肥前国の一ノ宮とされ、龜山朝の弘長元年(一二六一)正一位を授けられている。河上社と、川上川を隔てた東方至近の所に肥前国府があり、国府の政庁である国衙から河上社は特別の尊崇と保護を受けていた。又、一帯の住民も敬神の念が強かったのである。

工藤敬一氏は「それは川上川が佐賀平野の大事な用水源であったので、その源を押さえる位置にあつたからであろう。」と説明されている。川上川の水が「御神水」と呼ばれる所以もここに於つたのである。住民の敬神厚い河上社と連携し保護していた国衙はとりもなおさず民心を握る上にも、肥前国の統治上大きな力であつたかも知れない。

国府の政治力も平安朝までで、鎌倉期以降は公家と武家の二元政治になり、国府政治力の弱まりは河上社の運営に響き、河上社を管領する座主の支配力が減退していった。支配力の減退は座主をめぐる争いや免田米の滞納がふえ、数々の訴訟事件が続発した。

南北朝期の河上社は、鎮西探題であつた今川了俊や、肥前国経営にあつた弟の今川右衛門佐仲秋によつて、在地領主と共に保護が加えられている。

一方、河上社の内部機構は安德・鎰尼・尼寺等の在地勢力者達の一族によつて支配され、南北朝の動乱、不安定の中にも、比較的安定した経営が続けられてきた。近世になつても鍋島藩からの保護が加えられている。

② 河上神社の機構

神事を司る部と仏事を司る部に分けられ、神事は宮司、大宮司がつとめ、仏事は社僧がつとめ、その社僧の中から選ばれた者が、国府から任命されて座主となつた。座主は神事、仏事を管領する最高の地位であつた。その権限は

ア、神事仏事 イ、建物の管理 ウ、社僧の任免権 エ、免田滞納の督促権 オ、社内警察権等を掌握して、国府をバックにした最高の権力者であつた。

河上神社免田の給主たちは鎌倉時代になると在地領主の自主性が強まり、反面国府の権威が失墜してくると、国府の権力で保証されてきた河上社の免田支配は当然危機を迎えるようになる。そして免田支配と国府の保証に依存していた座主の地位も低下し、座主対大宮司、座主対宮司といった形で内部の争いも激化していった。(このことについては実相院の項で詳述)

- 永久二年(一一一四) 住僧静心が神埼庄の庄官と謀つて堪秀(二世)との座主争い。
- 文治二年(一一八六) 神埼庄の庄官で、この地域随一の在地領主(甘南備の地頭)であり河上社の大宮司でもある高木宗家と僧春勝(六世)との座主争い。
- 元弘二年(一一三三) 第十二世円雅座主の時、大宮司高木家直と社務管領権争いが起きた。大宮司が主張している関東下文も鎌倉幕府の衰退と建武の成立によつて挫折した。
- 建武元年(一一三四) 大宮司高木家直と座主増恵(十三世)との土地争い。

- 同 四年(一一三七) 座主増恵対宮師定範との免田支配をめぐる争い。
- 正平二十二年(一一六七) 座主増成(十五世) 対修密房増鏝との免田論。

③ 河上神社の財政

平安朝以降室町期に至る河上社の諸経費は、すべて国府から与えられた神田と、寄進による免田とによつてまかなわれてきた。免田は国の租税を免かれた田で、国府を通して手続きを終え、国役免除を承認された一町以上を条件とする田畑であつて、当時は次の表のよつになつてゐる。

第一表

神田の種類	神位田系統の田積	寄進田の田積	合計
神事料免	一三町二段	七町二段	二〇町四段
仏事料免	五町五段	一三一町五段	一三七町
見役所課料免	二町	三六町五段	三八町五段
職員給田	二町八段	四町	六町八段
総計	二三町五段	一七九町二段	二〇二町七段

(莊園史の研究  
下巻一より)

これらは主として郡の平野部の一帯に散在した多数の免田からなつてゐて、そのうちの大部分は土地の支配権を持たない浮免田であつて定免田はそのわずかな一部分であつた。神社周辺の領主たちの寄進が多かつたよつである。免田による神社への負担は、本来はそれぞれに要する現物をもつて負担するの

立て前であつたようだが、次第に米又は錢で負担するようになっていった。

例えば、平安末期には灯油免田は一町当たり油一斗五升を負担していたのが、鎌倉末期には町当たり五百文を出した。いずれにしても、免田の面積がかなり広いわりに神社に対する納め分は予想外に少なかったようで、時代を経て弘安年間（一二七八—）から正応五年（一二九二）以降に滞納が激増している。座主弁髪は公家や武家に陳情訴願を続け、ついに龜山上皇の院宣を得て、一國平均一町当たり錢三百文、米五升を課し、元亨二年（一二三二）河上社造営を終わり八月に遷宮式を挙げてゐる。國府廢類後も一ノ宮として河上社に対する信仰は、佐賀平野における農業神として相変わらず民衆の強い信仰が続けられていた。肥前国の統治はすなわち河上社の支配にあつたのだから、鎮西探題並びに守護においても格別の保護がなされている。鎮西探題今川了俊（南北朝時代）の弟で、主として肥前の経営に当たつた今川右エ門佐仲秋の妻は大宮司になつた千葉胤泰の娘である。千葉一族は代々神官を勤め、現在その子孫は大和町川上並びに佐賀市（千葉胤光氏）に在住している。

#### ④ 河上神社祭礼

昔は例祭として五月、八月（新暦六月、九月）の二回に行われたことは前述の通りだが、その際、田樂、流鏑馬の行事、相撲が行われている。久しく中絶していた祭礼が応永七年（一四〇〇）に行われた時は、二月二十三日丑時（午前一時）本営を立ち、下の宮（平野）に向かい、二泊して二十五日未時（午後二時）帰座している。往復の道中は御輿を中心に御鉦、御幡、御幣、御馬、神、火玉、水王、手箱、

弓矢、御劍等を持った神人が前後に列び、国司、座主は四方輿に乗り、小社八社の命婦及び世家六講衆は乗馬で肅々と進み、往きは松明を赤々と燃やした長い行列が両側に栄えた杉並木の東山田道中を進んで行く。下の宮では夜は松明をたいて祭礼の行事をする。本陣では田樂、流鏑馬の行事を加え厳肅な祭礼が行われる。余興として各郡の強者同志の肉弾相打つ相撲に觀衆を湧かせたことであろう。

祭礼中の警固も嚴重で、正面門の右は河上対島守、左は鑰尼信濃守代刑部大夫、西門の左右は宮殿警固何某数名、東川辺は龍造寺家中、下の宮の警固は鑰尼六郎、鑰尼四郎、鑰尼土佐守が当たり、神事奉行は赤目丹後守と役割が定められている。昔は神社境内南方に四つ柱の南大門、社頭に鐘樓並びに三重塔が建てられていたようで、それぞれの修理免田もあった。これらのほとんどが元龜元年（一五七〇）今山の戦で大友勢の放火の難にあつている。現在の社殿は文化十三年（一八一六）の火災後に鍋島氏によつて建てられたもので当時の境内は二千三百八十坪で往時の半ばにも及ばないと記録されている。

#### ⑤ 勅額

「大日本国鎮西肥前州第一之鎮守

宗廟河上山正一位淀姫大明神一宮の勅額は、後陽成天皇（一五九一）の御宸筆で、この勅額は今も社殿に掲げられている。

元和七年（一六二一）一の宮の称号が千葉八幡宮との争論となつて、時の座主尊純は京都又は江戸と奔走し、当社が一の宮であることを主張し続けたが、最後は江戸老中並びに藩主勝茂の仲裁で相方とも、



後陽成天皇の勅額

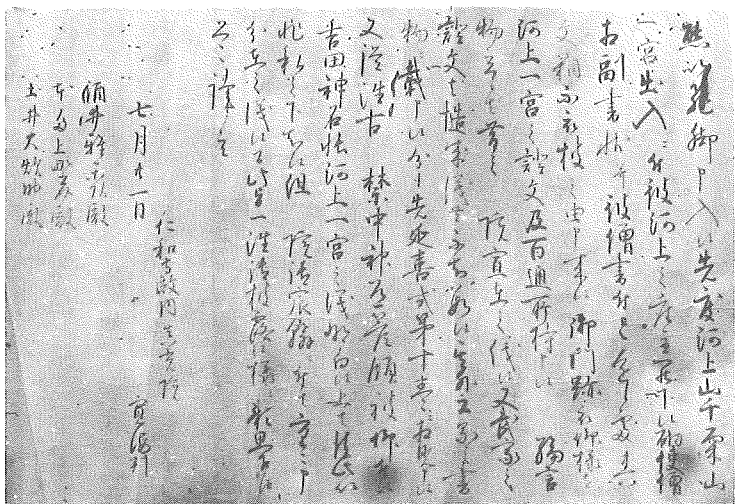
慶長十八年  
以前より存  
在する書付  
の外は一宮  
と書載する  
ことを禁ず  
ることで解  
決したが、  
この問題は  
なおかつ一

世紀にわたって続いている。

⑥ 一ノ宮争論

佐賀県資料集成第一巻に掲載されている実相院文書百二十通のほとんどといってよいくらい一ノ宮争い  
に関する文書である。また昭和四十六年発見した二百通余りの中に虫食いのため解読不可能に類するも  
のもあったが、その半数に及ぶものが一ノ宮争論である。

元来一ノ宮は一國一宮で一國に二宮が存在するはずがない。しかるに佐嘉郡河上社と三根郡千栗社が



一ノ宮争論に関する部分 (実相院文書)

自らを一ノ宮なりと称したことがそもそもの発端で  
あって、ついに元和七年(一六二二)以来訴訟沙汰に  
まで発展した。河上社側は座主として河上社の最高  
責任の地位にある実相院第二十八世尊純僧正が代表  
しバックアップしたのがその本山である京都の仁和  
寺及び末寺であった。仁和寺の御門跡は時の後陽成  
天皇の第一皇子一品位覚深大王で、仁和寺を代表し  
て活躍したのが真光院寛海である。千栗社側は妙覚  
院の五戒坊が代表し、幕府内にあつて隠然たる権力  
を持つている南光坊天海大僧正がこれに味方してい  
るようである。事の発端は千栗社が一ノ宮の勅諭  
を得るため江戸幕府に工策していたことを河上社が  
知り、遅ればせながらこれと争つた顛末の文書がほ  
とんどあつて、両社大争論となりついに寺社奉行所  
への訴訟にまで発展した。

一ノ宮に関する実相院文書に登場する人物は幕府高家吉良左兵衛、江戸幕府京都所司代板倉内膳正重

宗、同板倉周防守重宗、江戸幕府老中酒井稚樂守忠世、同本田上野介正純、同土井大炊頭利勝、同安藤  
対島守重信、院伝奏役岩倉木工守具堯、南光坊天海、佐賀藩主鍋島信濃守勝茂、多久長門守安順、諫早  
右近直孝、武雄主殿助茂綱、須古下総守信明、知足院、神龍院、吉田兼英、鈴鹿采女正治忠、三条西  
実條、広橋兼勝等々、幕府並びに朝廷方の高位高官、仁和寺並びに末寺、それに前述した両社の僧侶等  
である。千栗社の古文書は残念ながら調査できぬままで、一方通行のようになるが実相院文書を解説  
することによって当時の大よその状態がわかるようである。河上社側言い分を集約したと見てよい文書  
に、元和七年八月二十五日付実相院尊純より奉行所あての再度の訴状がある。(以下口訳)

謹んで言上いたします。拙僧の目安並びに証文の目録は仁和寺御門跡より御文箱に入れ御奉行中へ  
差上げておりますので、すでに御披見下さったことと思ひます。

一、千栗山より院御所様(後陽成院)へ差出している御案紙(試案)についていろいろ申し分がござい  
ます。

一、彼の御案紙に千栗山の証文は本文で、河上山の証文は写しのようにきめてあるそうで、この事で  
第二不審の点は六か年以前、院御所左右方で御取調べの者仰せ出された際拙僧はまかり出しましたが、  
千栗山の五戒坊はついでに出席しませんでした。そこで愚僧の証文百通覧に備えたく、しきりに申  
上げましたが、奏達の便がなくてそれもついに不可能でした。しかるに千栗山の証文は本文で河  
上山の証文は写と御案紙にあるということは定めて千栗山ひいきの方々によって歪曲されたもの

と存じます。

一、院御所様で裁許下さらないので、江戸様へまかり下り申し上げようではないかと千栗山五戒坊へ  
いろいろ申し遣わしましたが、江戸で済む問題ではないとしきりに申し同意いたしません。私はそ  
の頃江戸へ行って当方の言い分を申し上げようと翌年の三月まで在京もしていましたが、五戒坊が  
来なかつたので仕方なく延引しています。ところがその年の六月、公方様(将軍)が京都において  
なされたので幸いと思つて御奉行様へ申し上げようと京都へ参りましたところ、鍋島信濃守の申さ  
れる事は、領内の寺社同志の争いは恥かしい事であるから今後は以前のようにするよう自制方確  
申されたので、国主からの達しに背くことも出来ず、その上「以前のよう」とは河上社が一ノ宮であ  
るといふ事に解釈し帰国いたしておりましたところ、国もとにいた五戒坊は樹上坊と話し合つて隠  
密を指し越され越訴したことを少しも存せず、当年四月信濃守様の帰国と入れ違いに樹上坊は江戸  
に行つて一人勝手に上聞し、千栗山一ノ宮に仰せ付けられるよう運動していることを聞いて驚いて  
再度江戸へまかり出た次第です。今日、御政道正しき御代に一方だけの申し分を聞いて御決定なさる  
ことはないと思ひますが、万一そんなことになれば、歴代の文証一切が反故になるわけで嘆か  
わしく存じます。ことに神道に関する事ですから双方呼び出し、対決の結果正しきをお選び決定下  
されば神慮も感応されましよう。

一、目安に申し上げたように九年前国もとで千栗山より肥前一ノ宮のことで申し出されたので河上社

こそ一ノ宮だと相方論争いたしましたが、その際鍋島家の寺社奉行東島市佑と申す方へ千栗山より一ノ宮証文一通もない旨一札出されている事が歴然といたしております。河上社には昔から勅書、院宣、北条家以来代々の証文百通に及んでおりますから問題ではなく、そして千栗山より出された一札の写を今後のためと称して渡されておりますので私が持参いたしました。必要ならばいつでも提出いたします。ところが院御所様の御案紙には千栗山の証文があるようになっていようすが、どんな証文でしょうか。国もとでなかった証文がにわかに来た事が不審千番です。まことに一口両舌の罪科は軽くございませぬ。これみな謀計と存じます。もし御せんさくなかった場合は片田舎の者とはいえ納得し難く迷惑に存じます。

千栗山は院御所様未決定の御案紙一通所持いたし、勅書も持っているよういふらしている由承っております。河上山の勅書とお比べ下さって結構です。河上社には延喜式第十卷、神名帳にも肥前国四座、松浦郡二座、基肆郡一座、佐嘉郡一座、与止日女神社と記載され、この与止日女神社と申すはすなわち河上社の事でございます。申すまでもなく延喜式は延喜聖代に勅誂のため日本の作法を記しおかれた天下公開の書き物で後代まで公事有職の証扱書類です。たとえ他に証文がなかったとしても延喜式神名帳に記載されている以上一ノ宮争論に及ぶまでもないことと存じます。まして外に証文は沢山所持しておるのにとりして歪曲なされるのか、目安にも申しているように千栗山は延喜式以後の勸請の社ですから肥前四座の内にも記載されていないことははっきりしています。さ

れば式外の神社一ノ宮と申すべき仔細は一つもなくこの段よくよく御せんさく下さい。又諸国の一ノ宮の神名帳にも肥前国河上社と書かれています。日本六十八か所の一ノ宮の内、河上社は肥前国一ノ宮であることは紛れもございません。御不審なれば白川神祇伯又は吉田家へ仰せつけられ、一ノ宮神名帳召上げられ御覧いただければはっきりいたしましたでしょう。一国に一ノ宮が二か所はないので千栗山を一ノ宮と申すべきことはかつてございませぬ。その上御白河院の院宣にも河上社一ノ宮とあります。

高倉院、二条院勅誂の記録に九州の目代加判のある証文もすでにございませぬ。又後村上院宣旨にも肥前国一ノ宮とございませぬ。又、貞時、宣時両執権連判の書き物にも河上一ノ宮とございませぬ。殊に一国平均の課役を以て先規のように沙汰いたすべきことを記されてあります。これ皆一ノ宮の証扱であります。その外一ノ宮と記された証文は若干ありますからお尋ねならば差出します。河上遷宮の際殊更に背振山より天台僧徒が来て御幡を仕立て社役を勤めています。河上山は真言宗ですが、一ノ宮だからこそ他門である天台宗まで出して御神役を勤めているのです。更に鎮西探題今川了俊、同じく仲秋父子の書き物にも記載されています。現在千栗の檢校五戒坊も背振山の衆徒です。

このように黒白がはっきりしているのに歪曲されるのは迷惑至極に存じます。(略) 以上

元和七年八月二十五日付で河上山座主尊純より奉行所に対し切々たる衷情を披れきした口上書と「河上社神領証文之目録」を提出している。老中方に対する書状も同じ内容のもので、むしろくどいまで正

当性を主張し続け、二度にわたり上洛し江戸へ下向し東奔西走している様が各文書に表わされている。更に御門跡を代表する寛海並びに知足院、真龍院等の各地の末寺の釈明嘆願が高家や所司代、老中へ行われ、又その返書の写しが記載されている。結末は江副忠之書状に「河上社と千葉社出入については、慶長十八年以前からある一ノ宮の書付相改められ、それ以後は一ノ宮と書載せざるよう仰せ渡され……以下略。鍋島茂和証状に、宝暦八年（一七五八）千葉八幡宮鳥居に榎の朽枝が落ち掛り「正八幡一ノ宮と彫った額が破損した。前例によって藩役人、河上、千葉役僧立会し一字も違わぬよう新調するよう後日違乱なきため……（略）」と実相院あての文書を見ると一世紀にわたってもなお紛争の余波が続いていることがわかる。

要するに、元和七年をピークとした両社一ノ宮争論も、慶長十八年以前の一ノ宮使用の分だけ記録しておいて、改修の時は両者代表、藩役人三者立会いの上処理し、十八年以後は一切一ノ宮を表示しないことで老中（酒井、土井）より藩公へ、藩公より両社へ厳達されている。河上社側には有力な証拠物件があり、後陽成天皇の御子が実相院の本山仁和寺の御門跡という有利性はあったが、一方千葉社は幕府内権力者天海が味方し、当時天皇や公家の勢力が地に落ちていた時代でもあり、河上社側の必死の努力も権力に押し切られたと考えるのが妥当であろう。

### ⑦ 河上神社の祭神と石神

実相院の座主尊純が勝茂公に差出した河上社由緒差出書に、祭神は神功皇后の御妹与止日女大神で

あるとしていることは前述したが、奈良朝西暦七二三年の肥前風土記の中に左の事が記してある。

『此川上有石神。名曰世田姫。海神年常逆流潜上到此神所。海底小魚多相従之。或人畏其魚者無殃或人捕食者有死。凡此魚経二三日還而入海』

この世田姫は河上社の祭神与止日女神であるともいわれる。「世田」は「淀」に通じ、川の淀みが神

靈化されたのではあるまいか。あるいは豫等比咩神とも書かれ、

川上の石神世田姫神の事で、貞観二年（八六〇）従五位下から従五位に叙され、更に貞観十五年（八七三）正五位下になつて

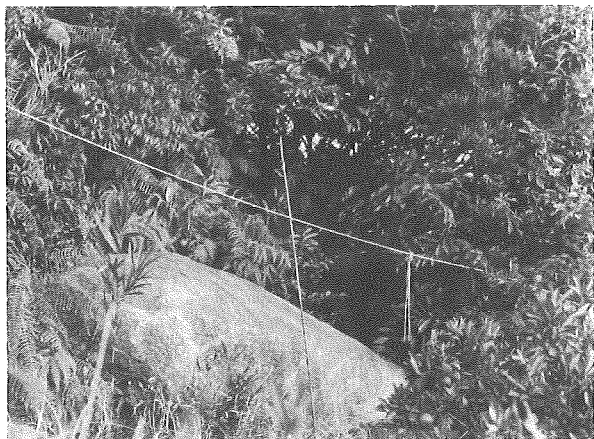
いる。佐嘉郡唯一の小社で、後の河上神社の祭神であるとされ、

昔の土地の人はここを「上宮」として河上社の神官が時々幣を奉っている。自然界の事物を神として信仰することはこのころ

当たり前の事で、甘南備山そのものが神であったことも、石を神として崇拜することも珍らしい事ではなかった。さて、この

石神を下田の石神群とする説と糸山貞軒翁著肥前風土記纂註による「石神は淀姫社の西方山上にあり」とする説がある。あ

るいは西方説ではないかと思われる事は、その地点は大岩石が多く、川上部落の淀姫社氏はここを「上宮さん」と呼び、年



上宮さん

一回のお祭の時、上宮さん周囲にはりめぐらす繩を新しく取り替えている。川上の石神に通う海神伝承は年毎に族を引きつれて二、三日留まって帰るとあるから、あるいは海人と山の民との交易を物語るものであるまいかと興味深い推定をする人もいる。

#### ⑧ 河上神社の掟

昔は河上神社の境内にはみだりに立入ることが許されなかった。嘉応二年（一一七〇）三月十日付、時の国府より左記の通達がきている。（口訳）

一、社辺の男女並びに裸の小児が自由に社内に入入している。敬神崇祖上げしからぬ。速に停止せよ  
二、神土瀬の上より鮎返の下に至る間の殺生は昔から禁じられているにもかかわらず夜中殺生している由、犯した者は罪科に処せ

三、付近の者で宮林、神木を伐る者あり、神慮を恐れざること不当なり  
星霜ここに八百年、今日では観光川上として同社を訪れる人も多い。

#### ⑨ 河上神社古文書

ここに残る二百四十七通の古文書は県重要文化財として指定を受け、県立図書館に保管され、佐嘉県資料集成第一巻としてして活字化されているが、うち平安時代十通、鎌倉時代九十二通、南北朝時代八十五通、室町時代五十七通、安土桃山時代三通で、最古のものは寛治五年（一〇九二）八月のもの、次いで永久二年（一一一四）の白河上皇の院庁下文はこの種の文書としては全国でも貴重なものであるとい

われている。院宣、令旨、太宰府庁宣言など外にもいろいろあり、差出人の中には京都東福寺を開いた聖一国師、大和町春日の高城寺を開山した順空円鑑禪師、今川了俊の自筆、室町時代以降の豪族、少弐、千葉、神代、龍造寺氏等の書状もある。なお、昭和四十七年実相院より多数の古文書が発見された。これらの古文書は河上神社並びに実相院の歴史を探り、当時の政情を知る上の貴重な得難い資料である。

#### ⑩ 佐嘉郡山田東郷川原村

承安三年（一一七三）頃はすでに川原村の者は河上社神人並びに御鉾造進役を勤めていたので国役を免除されていた。この関係は鎌倉時代から室町時代に至るまで続いており、元亨二年（一二三二）遷宮の際には川原村領主と考えられる河原九郎太夫兼利が奉幣宣名使を勤めていることも特殊な関係の表われであろう。神人の勤めは社壁周囲の掃除役であり、祭祀ごとに雑事に当たり行列の供人として加わった。川原村の村境は東が小津溝、北が高瀬古大路、西が大川、南が府大路と古文書にあるが、たびたびの水害で川上川の流れも変わっているから、それが今日どこであるか断定出来ないが、川原村が今日の東山田、平野と見て惣座から西山田方面への古道を高瀬古大路、尼寺から駄市川原道（旧道）を通り平野の南から東多久に至る旧道を府大路と想定してみた。古老の話では岸川に至る地を下平野ということ、川上川の旧河川が駄市川原近くを流れていたということからみて、あるいは平田近くを通っていたとも想定される。

平野が川原村に包含される理由は、川原村の田地の一部を平野三郎入道が給主として保存していたこと、

平野部落に下の宮及び一の鳥居があり、部落の東方に遷宮野という地名が残っていること等である。なお、山田東郷は弘安八年（一二八五）社頭の鐘樓修理田として古河田（あるいはがわだのことか）一町寄進している。

### 三、奈良時代

#### 概説

飛鳥あすかにあった藤原京が大火で焼け失せてしまつてから奈良の地に平城京を造つた。奈良の都は今から千二百年の昔、整然とした都市計画のもとに、わずか数年の突貫工事によつて完成された。面積千八百町（二八〇〇ヘクタール）、二十万の人口を持った都市が生まれたのである。文武天皇の病死のあとを継いだのは元明天皇（女帝）である。天皇が即位（七〇七）後ただちに平城遷都の詔さとしのりが出され、遷都後七十年間首都となつたのである。

この時代は中国文化の摂取が活発となり、遣唐使の派遣も多く、遣唐使は大使、副使以下通訳、医師、書記、船匠などの要員、それに舵取かじりや水夫等の船乗りを含め、初めは二百五十人ばかり、後には五百人から六百人余りにも上り、これに留学生、留学僧が加わつたので大勢の人数にふくれ上つた。しかも船

体構造の不完全な事と、季節風を理解できないため帆を十分利用できず櫓かに頼つていたので、こぐのも大変だつたし、風波に流されて南海に漂流する者、島の土人に殺される者、船体がまつ二つに割れて沈没し、舳へきまやともに乗つてかろうじて助かる者など、悲惨な航海と苦難を背負い、命をかけてわが国一流の学者達は文化の輸入に努めたのであつた。これら遣唐使中有名人の一人として吉備真備きびのみまひがいるが、彼は郷土肥前の国司となつて来た人である。なお、遣唐使が唐のすぐれた文化や制度を取入れて、天平文化や律令国家の建設に大きな影響を与えた事はいうまでもないが、わが肥前松浦の地が、その渡航の際の発着地となるなど、唐風文化の輸入に郷土佐賀が果たした役割は決して少なくなかつた。

咲く花の　におふがごとき　平城京

青丹あおによし　奈良の京は咲く花の　におふがごとく　いまさかりなり

などとうたわれたように、八世紀の日本の全人口は約五、六百万人、その中で二十万都市だったという平城京だから、当時は日本一のにぎわいを極めていた。東西四・二キロ、南北四・七キロの平城京が唐の長安をまねて建設されたが、国家権力の強大さを内外に示すためには、大規模な首都の建設が必要だったのであろう。このころになると、大化の改新による政治が実を結び、少数の貴族達によつてよく治まつた。しかしそうした隆盛のかけには時代の暗い面も次第に深まり、やがてそれが平安遷都の理由の一つにも発展していくのであつた。都の建設が進行するにつれ、飛鳥の旧都から多くの寺院が移転され、又新しい建設も始まつた。しかし、平城京や寺院の建設のかけには多くの犠牲があり、諸国の農民は造都造